

アメリカの少年非行をめぐる世論調査

山崎俊恵

現在、少年法の適用年齢を二〇歳未満から一八歳未満へ引き下げる方向で議論されている。その一つの理由は、二〇一五年六月に可決・成立した、選挙権年齢を二〇歳以上から一八歳以上へ引き下げる改正公職選挙法の附則第一一条が、少年法についても検討を加える必要な措置を講ずると定めていることにある。そして、いま一つの理由は、同年二月、神奈川県川崎市で起きた中一男子殺害事件を契機とする、少年法の見直しを求める声である。この事件の犯人とされた少年が一七歳・一八歳の比較的年長の少年であったため、少年法の適用年齢を引き下げるべきではないか、との声が広く聞かれた。こうした声を背景に、自民党が、同年四月、成人年齢及び少年法の適用年齢の引き下げを議論する「成年年齢に関する特命委員会」を立ち上げ、少年法の適用年齢の引下げを提言した。これを受けて、法務省は、現在、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を立ち上げて検討中である。

ところで、アメリカでは、特に一九九〇年代、少年法の適用年

齢の引き下げや成人の刑事裁判所への移送対象となる事件の拡大等により全国的に少年法の厳罰化傾向が生じた。そのような中にも、比較的最近の少年非行をめぐる世論調査から、市民は必ずしも少年に対する厳罰化を求めておらず、少年の更生への高い支持が維持されている、との結果がみられる。

民主主義社会において、法制度及び政策が世論と乖離することには問題があり、したがって、世論はそれらに少なからず影響を及ぼし得る。そこで、非行少年に対する法制度の在り方や少年法の改正の妥当性を判断するためには、世論の動向を把握すること、そしてその前提として世論調査の問題点の有無を確認すること、その上で、少年非行に関わる法制度についての議論において世論の活用及び位置づけを検討することが肝要となる。そこで、本稿では、日本における内閣府による少年非行をめぐる世論調査を概観した後、アメリカにおける少年非行をめぐる世論調査を概観する。その際、日本の世論調査については、実際の少年非行の動向

との異同を確認しながら、少年非行の動向に関する意識を中心に、他方、アメリカの世論調査については、世論が望む非行少年に対する法制度を探ることを狙って、日本の世論調査ではあまり扱われてこなかった、非行少年に対する処遇に関する意識に焦点を当てる。そして、アメリカで指摘されている問題点等を参考にしながら、少年非行をめぐる世論とその調査の意義を検討したい。

一 日本における少年非行をめぐる世論調査

日本における内閣府による少年非行に関わる世論調査は、過去数回行われている。^②以下では、その中で質問項目等がある程度共通している平成一〇年四月の「青少年の非行等問題行動に関する世論調査」、平成二三年一二月の「少年非行問題等に関する世論調査」、平成一七年一二月の「少年非行等に関する世論調査」、平成二二年一二月の「少年非行に関する世論調査」及び平成二七年七月の「少年非行に関する世論調査」を概観し、少年非行に関する世論の動向を探る。^③また、世論と現実の少年非行の動向との異同等を確認できるように、少年非行の動向も概観する。

一方、内閣府は「社会意識に関する世論調査」において、日本の国や国民について誇りに思うことを尋ねており、その質問に対する回答選択肢の中に、「治安のよさ」が含まれている。また、同調査において、日本が良い方向に向かっていると思われる点及び悪い方向に向かっていると思われる点を尋ねており、この質問

に対する回答選択肢の中に「治安」が含まれている。これらの質問は特に少年非行に限ったものではなく成人も含めた犯罪についての世論の動向を確認することができる、少年非行に関する世論との比較を行うことができると思われるため、この「社会意識に関する世論調査」中、治安についての回答も取り上げる。^④

(一) 少年非行の動向

法務省法務総合研究所が毎年発行する『犯罪白書』によると、少年非行は全体的に減少傾向にある。

少年による刑法犯の検挙人員は、昭和五八年のいわゆる少年非行の第三の波をピークに平成に入っても減少を続け、平成七年には少年非行の第二の波以来最少であった昭和五一年と同程度まで減少した。その後、平成一〇年に二二万一四一〇人まで増加したものの、以後減少傾向が続き、平成二五年には戦後最小であった昭和二二年と同程度の九万四一三人に減少している。^⑤

少子化傾向に鑑みれば、少年による刑法犯の検挙人員の減少は当然のこととも言え、また、検挙人員は検挙率の影響も受けるので、検挙人員のみで少年事件の減少傾向を断じることができない。しかし、刑法犯で検挙された少年の人口比をみても、その傾向は検挙人員の増減傾向と同様の動きを見せており、平成に入ってからピークは平成一五年の十万人当たり一五五二・九人と、検挙人員のピークよりも遅れたものの、その後は減少し続け、平成二

五年には十万人、当たり七六三・八人と、昭和三〇年代前半の水準にまで低下した。⁽⁶⁾また、昭和三二年以降初めて、少年人口比が成人人口比を下回った。⁽⁷⁾刑法犯から自動車運転過失致死傷等を除いた一般刑法犯だけをみても、同様の傾向がある。⁽⁸⁾

一方、いわゆる凶悪犯とされる殺人・強盗の少年の検挙人員の推移をみると、殺人については、昭和四〇年代まで三百人位で推移した後、昭和五〇年代以降百人を切る人数で推移しており、平成二五年は五六人であった。⁽⁹⁾昭和五〇年代以降それほど大きな増減はないが、全体的には減少してきている。これに対して、強盗の検挙人員には増減がみられる。戦後間もなく三千人から四千人ほどであった時期もあるが、少年非行の第二の波前後の昭和三〇年代半ばをピークに減少し、一千人を切る水準が続いていた。その後、平成五五ころから増加し始め、平成九年から平成一五年まで二千人近くと高止まりしていたものの、減少に転じ、平成二五年は五七三人と、最低水準であった昭和五〇年代前半と同程度となっている。⁽¹⁰⁾

(二) 少年非行に関する世論調査

内閣府による少年非行に関する世論調査には多様な質問事項が含まれている。以下では、実際の少年非行の動向と世論におけるそれに関する意識との異同を確認するため、少年非行の動向についての意識が表れていると思われる、少年による重大な事件の増

減傾向に関する質問に対する回答、増えていると思われる少年非行に関する質問に対する回答、社会的に問題だと思ふ少年非行に関する質問に対する回答及び周囲で実際に問題となっている少年非行に関する質問に対する回答を取り上げる。

① 少年による重大な事件の動向

世論調査は、少年による重大な事件の増減傾向について尋ねている。各世論調査における質問の文言等に若干の相違がある。また、重大な事件がどのような罪の事件であるかが定義されており、回答者の判断に委ねられている。そのため、単純かつ正確に比較することはできない。しかし、全般的な傾向はみてとれるであろう。⁽¹¹⁾

一〇年調査において少年による重大な事件が「かなり増えている」と「ある程度増えている」を合わせて増えているとする者の割合は、九四・三%であった。この割合は、最新の二七年調査で七八・六%となつて減少傾向にあるものの、依然として少年による重大な事件が増加していると考えている回答者が多数を占めている。増えているとする者の割合を「かなり増えている」とする者の割合と「ある程度増えている」とする者の割合に分けると、「かなり増えている」とする者の割合は一〇年調査において六九・九%であったものが、全体的には減少傾向が続き、二七年調査において四二・三%となつた。これに対して、「ある程度増えている」とする者の割合は、一〇年調査において二四・四%であった

ものが、二七年調査で三六・三%となり、漸増傾向にある。

一方、減っているとする者の割合は、一〇年調査から一七年調査まで一%未満であったが、二二年調査において三・〇%と若干の上昇をみせ、二七年調査においても二・五%となっている。

「変わらない」とする者の割合は一〇年調査から一七年調査までおよそ四%であったが、二二年調査において一八・七%に上昇し、二七年調査でも一六・八%と同程度の割合を維持している。

② 増えていると思われる少年非行

世論調査は、どのような少年非行が増えていると思うかを複数回答で尋ねている。¹⁴①で述べたように、世論調査が少年による重大な事件の増減傾向について尋ね、多数の回答者が増加していると回答していることに鑑み、選択肢のなかでも「凶悪・粗暴化した」非行をみてみる。一三年調査でこの選択肢を選択した回答者の割合は五三・二%であり、一七年調査で六〇・一%まで上昇した。その後は減少し、二七年調査では四五・九%になっている。

③ 社会的にみて問題だと思ふ少年非行

世論調査は、広く社会的にみて問題だと思ふことを複数回答で質問している。¹⁵ここでは、比較的选择した者の割合が高かった、刃物などを使った殺傷事件、ささいなことに腹を立てて暴力を振るう、薬物の乱用、援助交際などの性的非行及びいじめの選択肢を取り上げる。

一〇年調査で刃物などを使った殺傷事件を選択した回答者の割

合は八二・四%であったものが、その後減少傾向にあり、二七年調査で四二・四%となった。薬物乱用及び援助交際などの性的非行を選択した回答者の割合も一〇年調査において最も高く(各々六三・九%と五二・一%)、その後減少傾向にある(二七年調査では、各々三六・一%と一六・九%)。これに対して、ささいなこと

に腹を立てて振るう暴力については、先に挙げた三つの選択肢ほどには選択した回答者の割合の減少は見られない(最も低率な一三年調査の三五・二%から最も高率な二二年調査の四八・八%)。¹⁶

一方、一〇年調査でいじめを選択した回答者の割合は六九・一%であったものが一三年調査及び一七年調査と連続して減少して三二・九%となったが、その後上昇して二七年調査では五三・五%となった。

④ 実際に周囲で問題となっている少年非行

ここでは、最初に、③で述べた社会的にみて問題であると思ふ少年非行で比較的回答の割合が高かった選択肢をみていく。

刃物などを使った殺傷事件を選択した者の割合は五%前後で、ささいなことに腹を立てて暴力を振るうは一五%前後で、薬物乱用及び援助交際などの性的非行は五%前後で、いじめは一五%から二〇%ほどの間で推移している。¹⁷社会的にみて問題と思われる非行に関しては、刃物などを使った殺傷事件、薬物乱用及び援助交際などの性的非行を選択した回答者の割合は減少傾向にあったが、実際に周囲で問題となっている非行として尋ねられた場合、

これらの非行を選択した回答者の割合に大幅な減少はみられない。また、いじめは、社会的にみて問題とする非行を尋ねられた場合に、これを選択した回答者の割合が一旦減少したものの、二二年調査及び二七年調査で上昇した。しかし、実際に周囲で問題となつてゐる非行として尋ねられた場合、選択した回答者の割合は、社会的にみて問題とする非行に関する質問に対する回答で見られる増加はない。

これに対して、選択した者の割合の減少がみられる選択肢は、喫煙、飲酒、家出、深夜はいかないなどの不良行為である。⁽¹⁸⁾この選択肢を選択した回答者の割合は、一三年調査において二三・八%であつたものが減少傾向が続き、二七年調査において一二・〇%となつた。

一方、「特にない」とする回答者の割合は、一〇年調査において七一・八%と比較的高かつたが、一三年調査で三一・八%に落ち込んだ後上昇し、二七年調査で四三・七%となつてゐる。

⑤ 少年非行に関する世論調査からみえる傾向

(一) でみたとおり、本稿で扱つた少年非行に関する世論調査の期間中、少年非行は全体的に減少傾向にある。罪名別にみると、殺人で検挙された少年の人員は緩やかな減少傾向にある。強盗で検挙された少年の人員は、平成五年ころから増加し始め、平成九年から平成一五年まで高い水準にあつた。その後は減少傾向が続いてゐる。

アメリカの少年非行をめぐる世論調査（山崎）

一方、少年による重大な事件の傾向を尋ねる世論調査の質問に対する回答をみると、一〇年調査から一七年調査まで九〇%を超える回答が増えているとしていたが、その後減少を始めてゐる。また、増えていると思う少年非行の類型として、凶悪・粗暴化したものを選択した回答者の割合も、一七年調査から二二年調査及び二七年調査にかけて減少してゐる。調査において定義されていないため、回答者が「少年による重大な事件」または「凶悪・粗暴化」したものとどのような罪を念頭に置いて回答してゐるのか不明であるが、平成九年から平成一五年まで高い水準にあつたものが、その後減少を始めた強盗で検挙された少年の人員の動向に鑑みると、少し時間差がみられるものの、少年による重大な事件の傾向についての意識は、強盗で検挙された少年の人員の動向を後追いついてゐるようみえる。もつとも、少年による重大な事件の傾向に関する質問への回答において、減少してゐるとする者の割合は依然としてかなり小さい一方、増えているとする者の割合は減少しながら、その中である程度増えているとする者の割合は微増・漸増傾向にある。したがつて、『犯罪白書』の統計に照らしてみれば、世論の傾向は実際の少年による非行の動向を必ずしも反映してゐない。

世論調査において少年による重大な事件が増えているとする者の割合が減少傾向にあるのと同様、刃物などを使つた殺傷事件を社会的にみて問題だとする者の割合も減少傾向にある。刃物など

七八〇（三四〇）

を使った殺傷事件が実際に周囲で起きて問題となつているとする者の割合にそれほど大きな増減がみられないことに鑑みると、少年による重大な事件の傾向についての意識は、そうした事件についての実際の経験には依つていないように思われる。少年による重大な事件は一般に大きく報道されると予測され、したがつて、報道の在り方が少年による重大な事件についての意識に少なからず影響していると予想される⁽¹⁹⁾。また、実際に周囲で起きて問題となつている非行として、飲酒、喫煙、家出、深夜はいかないなどの不良行為を選択する者の割合が減少する一方、「特にならない」を選択する者の割合が増加している点を見ると、少年による重大な事件の傾向についての意識は、実際に周囲で起きて問題となつている少年による行為、なかでも必ずしも少年法が適用される非行行為ではない、その前段階にとどまる不良行為の経験の有無も影響している可能性があるように思われる⁽²⁰⁾。

(三) 社会意識に関する世論調査にみる治安についての意識

ここでは、少年非行に関する世論と治安一般に関する世論との異同を確認するため、内閣府の「社会意識に関する世論調査」の中で、治安(のよさ)が回答の選択肢に含まれる質問に対する回答の動向を確認する。それに先立ち、治安一般に関する世論と実際の犯罪の動向との乖離の有無を確認するため、成人も含めた犯罪の動向を概観する。

① 犯罪の動向

『犯罪白書』により刑法犯の認知件数をみると、平成九ころから増加し始め、平成一四年に約三百七十万件の最多件数を記録した。その後減少して平成二五年に二百万件を切り、昭和五〇年代半ばから六〇年代の水準となった⁽²¹⁾。自動車運転過失致死傷等を除く刑法犯も同様の傾向がみられ、平成一四年にピークを記録した後減少し、平成二五年は約百三十万件と、昭和五〇年代半ばの水準まで減少した⁽²²⁾。一方、さらに窃盗を除いた一般刑法犯は、全体の認知件数のピークよりも少し遅れて平成一六年に約五八万件の最多件数を記録した。その後減少傾向が続いて平成二五年に約三三万件となったが、刑法犯全体の動向及び自動車運転過失致死傷等を除く刑法犯の動向とは異なり、件数が少なかった昭和五〇年代半ばの水準にまでは低下せず、比較的件数の高かった昭和三〇年代と同程度である⁽²³⁾。

② 治安に関する意識

内閣府による「社会意識に関する調査」中、回答選択肢に治安(のよさ)が含まれている、日本の国や国民について誇りに思うことに関する質問に対する回答、日本が良い方向に向かっていると思う分野及び悪い方向に向かっているとと思う分野についての質問に対する回答をみていく⁽²⁴⁾。

「日本の国や国民について、誇りに思うこと」に関する質問に対して「治安のよさ」を選択した(複数回答)者の割合は、七年調

査から一〇年調査まで三〇%から四〇%程度と比較的高かったが、その後減少し、一七年調査で一八・〇%まで低下した。そこから上昇を続け、二七年調査で過去二〇年間で最高の五六・八%となった。

この傾向は、日本が良い方向に向かっていると思う分野に関する質問に対する回答のそれとほぼ一致している。この質問に対する回答で「治安」を選択した者の割合は、七年調査から九年調査まで二〇%台を維持したが、その後減少し、一六年調査及び一七年調査において最低の四・二%に低下した。そこから上昇し始め、平成二七年調査で一八・九%と一〇年調査の水準に回復した。逆に、悪い方向に向かっていると思われる分野についての質問に対して治安と回答した者の割合は、七年調査の三二・四%から一〇年調査の一八・八%まで一旦減少した後増加をはじめ、一七年調査において最高の四七・九%となった。その後、減少し始め二七年調査で一七・五%と、一〇年調査と同程度にまで低下している。

③ 治安に関する世論調査からみえる傾向

①でみた通り、成人も含めた刑法犯の認知件数は平成九年ころから増加し始め、平成一四年にピークを記録した後減少し始めた。世論調査において誇りに思うことに関する質問に対して治安のよさを選択した者の割合や良い方向に向かっている分野として治安を選択した者の割合が平成一七年に底を打った後上昇し始めていることに鑑みると、治安に関する意識は、少しの時間をおいて、

犯罪の動向に対応しているように思われる。もつとも、全体の認知件数から自動車運転過失致死傷等及び窃盗を除いた一般刑法犯の認知件数のピークは平成一六年であり、治安に関する意識の改善までの時間的間隔が短期間であることから、治安に関する意識に影響を与えているのは、重大な犯罪の動向ではなくて比較的軽微な窃盗などの動向かもしれない。また、全体の認知件数から自動車運転過失致死傷等及び窃盗を除いた一般刑法犯の認知件数が減少しているものの、平成二五年に至っても平成七年から一〇年よりも高い水準にあるにもかかわらず、誇りに思うこととして「治安のよさ」を選択した者の割合が、二二年調査以降、七年調査から一〇年調査までの水準を超えて上昇し続けている一方で、良い方向に向かっている分野として治安を選択した者の割合は二七年調査に至っても七年調査から九年調査までの水準を回復していないことが留意され、将来の治安に対する懸念はなお解消されないように思われる。

(四) 小括

少年非行に関する世論調査からみてとれる少年非行に関する意識と社会意識に関する世論調査からみてとれる成人による犯罪を含めた治安全体に対する意識とを比較してみると、いずれも少し時間のずれがあるものの、全体的には実際の犯罪・非行の動向を追隨しているように思われる。しかしながら、少年非行の第三の

波以降少年が成人と均衡し、または上回っていた少年の一般刑法犯の検挙人員が、少子化の影響もあって平成一一年に逆転し、成人をかなり下回っている。また、検挙人員の人口比をみて、刑法犯では成人に比して高かった少年人口比が低下し続けて平成二五年に成人を下回り、一般刑法犯についても成人人口比が比較的稳定傾向にあるのに対して少年人口比は平成一六年から大きく低下している。世論においては、このような成人による犯罪の動向と少年による非行の動向の相違や特徴が十分に区別されて意識されているわけではない可能性を指摘できるように思われる。

二 アメリカにおける少年非行に関する世論調査

以下では、比較的近時のアメリカにおける少年非行に関する世論調査を取り上げて概観する。アメリカにおいては、特に一九九〇年代、少年法の適用年齢の引き下げや成人の刑事裁判所への少年事件の移送の拡大を通じて、少年司法制度が厳罰化された。しかし、近時の世論調査において、アメリカの市民は少年非行に関する統計の数値の増減に関わらず少年非行が増えている、と考える傾向にあるが、その中にある、必ずしも少年に対する厳罰を望んでおらず、むしろ非行少年の更生・社会復帰を強く支持していることが明らかとされてきた。

(一) Center for Children's Law and Policy による世論調査
Center for Children's Law and Policy は、二〇〇七年、全国の五百人の一八歳以上の者並びにイリノイ州、ペンシルヴァニア州、ルイジアナ州及びワシントン州の三百人の一八歳以上の者を対象に、少年非行に関する電話調査を実施した。

「犯罪を犯した少年は、成長してより良く変化し得る」という言説に、回答者のおよそ九割が、ある程度またはかなり賛同した。また、回答者のおよそ八割が、「州政府が少年犯罪者の収容に充てている予算を、少年犯罪者のためのカウンセリング、教育及び職業訓練プログラムに振り向けること」にある程度またはかなりの程度賛成した。

犯罪を行った少年を更生させるのに効果的な方法に関する質問に対して、中等教育の支援、職業訓練、施設出所・出院後の指導、精神衛生に関わる処遇、家族カウンセリング、成人による指導、社会奉仕活動を非常に効果的であると回答した者の割合は五割を超え、ある程度効果的であると回答した者も合わせると九割程度であった。これに対して、成人施設への収容を非常に効果的と回答した者の割合は一〇%に、ある程度効果的であるとの回答を合わせても三〇%に満たず、少年施設への収容を非常に効果的と回答した者の割合も一五%に、ある程度効果的であるとの回答を合わせても六割程度と、他の方法に関する回答と大きな差が現れた。⁽²⁸⁾

他方、回答者の八割が、犯罪を行った少年にアカウンタビリティを負うよう求める一方で、少年司法制度が自己の行為に対するアカウンタビリティを少年に教えることに十分に焦点を当てていない、と回答した。⁽²⁹⁾

(1) Steinberg 及び Piquero による世論調査

Steinberg 及び Piquero は、二〇〇七年、MacArthur Foundation Research Network on Adolescent Development and Juvenile Justice の支援を受けて、イリノイ州、ペンシルヴァニア州、ルイジアナ州及びワシントン州の四州において、一八歳以上の者、各州約五百人、計約二千人を対象に、少年非行（特に強盗等の重大非行）に関する電話調査を実施した。彼らは、仮想評価法を用いて調査した。対象者の半数は更生プログラムのための、残る半数は施設収容期間の延長のための、担税意思（金額）を尋ねられた（以下、前者を「更生グループ」、後者を「収容グループ」という。⁽³¹⁾）回答選択肢の中で最低金額であった年間五〇ドルの負担もしない、と回答した者の割合は、更生グループの約三割に対して、収容グループでは約四割であった。⁽³²⁾また、支出する意思のある平均金額は、更生グループの九八・四九ドルに対して、収容グループは八三・五二ドルであった。⁽³³⁾更生グループの方が、収容グループよりも担税意思を有する者の割合が高く、かつ、支出する意思のある平均金額も高かった。

アメリカの少年非行をめぐる世論調査（山崎）

(三) National Council on Crime and Delinquency による世論調査

National Council on Crime and Delinquency は、二〇〇七年、Zogby International に少年非行に関する世論調査の実施を委託した。⁽³⁴⁾調査は、全国の一八歳以上の者約一千人を対象に電話で行われた。

回答者のおよそ九割が、少年非行が社会において主要な問題であるとの言説に同意して少年非行への関心を示した。⁽³⁵⁾回答者の約九割が、収容されている少年にとって更生のためのサービスマス及び処遇が将来の非行防止に役立つ、との言説に賛同した。⁽³⁶⁾また、回答者の約八割が、少年司法制度内での更生のためのサービスマスの強化が長期的にみれば節税となる、との言説に賛同した。⁽³⁷⁾回答者の九割が、少年司法制度内での教育及び職業訓練並びにカウンセリング及び薬物依存治療の充実が、少年非行を減少させるために効果的であると回答した。⁽³⁸⁾

一方、一八歳未満の者に対するより厳しい刑罰及び成人刑事司法制度における訴追が少年非行を減少させるために効果的であると回答した者の割合は、各々約七割であった。⁽³⁹⁾また、回答者のおよそ七割が、一八歳未満の者の成人施設への収容は将来の非行の可能性を高めるとの言説に賛同し、成人施設への成人との収容が将来の非行を抑止するとの言説及び一八歳未満の者の成人施設への収容に反対した。⁽⁴⁰⁾加えて、回答者の七割近くが、一八歳未満の

七七六（三三六）

者に対する刑事有罪判決が将来の職業や教育の機会に否定的影響を及ぼすことは受け入れ難い、と回答した。⁽⁴¹⁾

他方、少年司法制度が少年非行の防止に効果を發揮している、との言説には、回答者のおよそ六割が反対している。⁽⁴²⁾

(四) フロリダ州立大学犯罪学・刑事司法学部による世論調査

フロリダ州立大学犯罪学・刑事司法学部は、二〇〇六年、同州の一八歳以上の者約千三百人を対象に、少年非行に関する電話による調査を実施した。⁽⁴³⁾この調査は、対象者に、①少年司法の廃止への賛否及び②少年裁判所の適当な管轄年齢について質問し、少年非行への意識を調べた。⁽⁴⁴⁾また、それら質問に対する回答が、保守的政治的志向、応報主義への支持及び刑務所新設のための担税意思から明らかになる厳罰化 (get tough) 志向、暴力犯罪を行った少年犯罪者の更生可能性に関する考え、被収容者の教育支援のための担税意思及び子ども有無から明らかになる子ども擁護 (child saving) 志向並びに年齢、性別及び人種・民族、教育水準及び収入水準、宗教、犯罪被害経験、刑事司法制度に関わる職業経験といった要素と関連しているか否かを分析した。⁽⁴⁵⁾

回答者の八割が、少年司法制度の廃止に反対した。⁽⁴⁶⁾成人として審理されるべき下限年齢の平均は一五・六歳であったが、一四歳以下とした者の割合及び一六歳以上(一六歳または一七歳)とした者の割合がいずれも三割程度と、見解が広く分かれた。⁽⁴⁷⁾回答者

の六割強(保守的政治志向を有する者でも五七%)⁽⁴⁸⁾が、暴力犯罪を犯した少年についても更生可能性を認めた。

保守的な政治志向及び応報主義の支持が回答と関連しており、そうした志向・主義を有する者は少年司法制度の廃止を支持し、少年裁判所の管轄の年齢としてより低年齢を挙げた。⁽⁴⁹⁾また、男性は女性よりも少年司法制度の廃止を支持し、少年裁判所の管轄の年齢としてより低年齢を挙げた。⁽⁵⁰⁾加えて、少年司法制度の廃止に関する質問に対する回答においては相違がみられなかったものの、少年裁判所の管轄年齢に関する質問に対する回答において、ヒスパニック系以外の白人、高い教育水準を有する者及び被害経験を有する者がより低年齢を挙げるという差異が現れた。⁽⁵¹⁾

(五) Building blocks for Youth による世論調査

Building blocks for Youth は、一九九九年、一八歳以上の者約二千人を対象に全国的な世論調査を実施したほか、CBS やニューヨークタイムズ等による過去の世論調査を分析した。⁽⁵²⁾

全国的に少年非行率は減少してきていたが、回答者の六二%が、少年非行が増加していると回答した。⁽⁵³⁾

少年非行が増加しているとの認識にもかかわらず、回答者の九〇%が施設収容よりも予防及び更生を支持し、そのための手段として、被害者への賠償や被害者との面会、カウンセリング、社会貢献活動等を支持する回答者が多かった。⁽⁵⁴⁾少年施設への収容が少

年の更生に非常に効果的であると考えている回答者は一五％であった。⁽⁵⁵⁾

回答者の四割が、少年司法制度は不十分又はかなり不十分であると評価し、非行少年に寛大すぎて行為に対するアカウンタビリティを課しておらず、少年を更生させていない、と考えていた。

そのような少年司法制度への不満から、少年にアカウンタビリティを課することを求めて成人刑事裁判所での少年の訴追への支持がみられるものの、成人としての少年の訴追の結果（成人施設への成人との混合収容）についての理解は十分でない。⁽⁵⁷⁾

また、この調査は、市民が統計によって説得されにくいこと及び少年が過ちを犯すことは自然なことであるといった「若年抗弁(youth excuse)」を支持しないことを発見した。⁽⁵⁸⁾

(六) Piqueroらによる世論調査

Piqueroらは、二〇〇五年、ペンシルバニア州の一八歳以上の者約千五百人を対象に、電話による世論調査を実施した。⁽⁵⁹⁾ Piqueroらは、少年の社会復帰に関する意識を尋ね、さらに、非行少年の更生支援に遅すぎる年齢があるか否か及びその年齢を質問した。⁽⁶⁰⁾

回答者の約六割が、非行少年は成人よりも寛大な処遇を受けるべきであるとの言説に賛同した。また、回答者の約四分の三が、少年が成人よりも可塑性が高いとの言説及び少年が成人施設に収容された場合には再犯可能性が高まるとの言説に賛同した。⁽⁶²⁾ 加え

アメリカの少年非行をめぐる世論調査（山崎）

て、回答者の約三割が、非行少年が更生するのに遅すぎる年齢はないとの言説に賛同した。⁽⁶³⁾ 遅すぎる年齢があるとした者が挙げた年齢の平均は一七・九歳と、成人年齢である一八歳とほぼ同じであった。⁽⁶⁴⁾

女性、年長者、高い教育水準を有する者及び居住地域は治安が良いと認識している者は、少年の更生を支持する傾向が高い。また、女性、子どもがいる親及び居住地域は治安が良いと認識している者は、非行少年が更生するのに遅すぎる年齢はないと回答する傾向が高かった。⁽⁶⁶⁾ 更生するのに遅すぎる年齢があると回答した者のうち、高い教育水準を有する者は低年齢を挙げる傾向が高かった。⁽⁶⁷⁾ 一方、政治的志向及び人種は影響を及ぼす要素ではなかった。⁽⁶⁸⁾

(七) 日本法への示唆

先に挙げたアメリカの世論調査の結果から、次のことが明らかである。

第一に、少年の更生可能性が承認されている。少年が暴力犯罪を行った場合でも、更生可能性は否定されていない。

第二に、第一と関連すると思われるが、成人とは別異の取扱い（少年裁判所制度や成人よりも寛大な処遇）が支持されている。

第三に、やはり第一と関連しているが、必ずしも厳罰（成人裁判所における訴追や刑罰）が求められているわけではない。少

七七四（三三四）

年の更生が重視されている。⁶⁹そして、少年を更生させるための手段として、教育、職業訓練、カウンセリング、社会貢献活動、被害者との面会、被害弁償などが挙げられている。それに対して、施設収容処分の更生効果はあまり高く評価されていない。特に成人施設への収容は、かえって再犯の可能性を高めることが危惧されている。

一九九〇年代から特に少年事件を成人刑事裁判所に移送して刑罰を科す方向で少年法制の厳罰化が進んできたにもかかわらず、市民が少年の更生可能性を認め、成人と異なる手続及び処遇を支持し、少年を更生させるための手段として刑罰ないし施設収容処分以外の手段を効果的であると考えていることが注目される。

他方で、第四に、少年が成人とは別異に扱われることに大きな支持がありつつも、少年に自己の行為についてのアカウンタビリティが求められており、現在の少年司法制度が少年にアカウンタビリティを課して更生させることに成功しておらず、非行防止効果を發揮していない、との制度への不満がある。⁷⁰

加えて、制度や実際の少年非行の動向についての知識が十分に共有されていないこと、⁷¹それとあいまって現実と世論による認識の間に乖離が生じ得ること、統計が世論にとって必ずしも説得力を持つわけではないこと、少年が過ちを犯すのは自然であるといった言説が支持されにくいこと、少年の更生やそれを主たる目的とする少年司法制度への支持といった一般的な問題については大方

の意見の一致が得られるものの、少年法の適用年齢ないし刑事裁判所への移送年齢といったより詳細な問題については意見が分かれてくることも、重要な所見である。⁷²そして、世論を背景にしているように思われても、実際には、市民が求めるもの、効果的であると考えているものに合致しない法改正がなされ、市民の要望にも合致せず、少年非行の防止に効果的でもない少年司法制度が出来上がってしまうおそれが指摘できよう。

これらの所見から、日本にとって、次のような示唆を得られる。日本では、アメリカよりも少年非行数、人口比ともに小さいレベルにあり、また、少年法もアメリカほどに厳罰化が進んでいないことに鑑みると、アメリカと同様、成人よりも少年の更生可能性が高いことが広く一般に認められ、犯罪を行った成人のための制度とは別個の少年法制度が支持されると予想される。他方、現行の少年法制度が非行少年に課している処分が甘すぎるのではないか、それ故に非行防止の役割を果たしていないのではないか、との現行制度への危惧ないし不満は、ひいては刑事法制度での訴追及び処罰への支持につながり得るであろう。したがって、現行制度の中でどのような処遇選択肢があり、実際にどのような処遇が行われているのかについて、市民への情報の提供と丁寧な説明が求められる。また、その処遇によって非行防止効果がどの程度上がっているのか、特に少年院送致処分などの少年法制度内の処遇と検察官に送致された後の刑事処分による再非行防止効果に関

する研究と、それについての情報提供が必要である。

少年非行の動向に関する意識と実態との間に乖離が生じること
は日本もアメリカと同じであるが、増加傾向との認識も少年非行
への恐怖を引き起こし、やはり厳罰化への支持に傾くと思われる
したがって、少年非行の動向についても正確な情報の提供が必要
である。しかしながら、統計が世論に対して説得力を持たない場
合があるとすれば、少年非行の動向の認識に影響を与えてい
る他の要素への働き掛けも同時に行われなければならない。メ
ディアによる少年事件報道の在り方や近隣地域での非行防止活動
の充実等の検討が必要となろう。

正確な情報の提供によって、市民は少年非行の現状、少年法制
度の実際の運用、それと刑事法制度との比較を行い、少年に対す
る処遇や制度がどのようにあるべきかを判断できるようにする。
そうした後に市民が非行少年に対する対応として何を求めている
のかを把握できるようにする。そして、一般的な問題については
大方の意見の一致があっても、より具体的な問題については多様
な意見があり得ることを考えれば、きめ細かな世論調査が行われ
なければならない。

民主主義社会において、法制度は世論を離れては支持されない
が、制度が世論の求めることを満たすものとなり、かつ、世論が
求めていない過度なもの、しかも世論が求める効果を持たないも
のとならないようにするためには、市民への正確な情報の提供と

アメリカの少年非行をめぐる世論調査（山崎）

慎重な世論の調査及び分析が不可欠である。

(1) 例えば、毎日新聞が二〇一五年七月に実施した全国世論調査では、
少年法の適用年齢の一八歳未満への引き下げに賛成する回答が八〇
％に上っている。毎日新聞二〇一五年七月七日朝刊。

(2) 内閣府による少年非行に関する世論調査は、<http://survey.gov-online.go.jp/index-all.html> を参照。

平成一〇年調査から二七年調査までの少年非行に関する世論調査
は、全国の満二〇歳以上の者三〇〇〇人を対象とし（二〇歳未満の
者も調査対象としている調査もあるが、本稿では二〇歳以上の回答
者の回答を取り上げる）、調査員が対象者に面接して実施している。
有効回収率は最も低い二七年調査の五九・一％から最も高い一三年
調査の七二・一％である。

本文で取り上げるもののほか、「青少年問題に関する世論調査」
（昭和四〇年二月）、「青少年問題に関する世論調査」（昭和四二年三
月）、「少年非行問題に関する世論調査」（昭和五八年七月）、「少年非
行問題に関する世論調査」（昭和六三年七月）、「少年非行問題に関す
る世論調査」（平成七年六月）等がある。

なお、少年非行に対する意識に関して、公益財団法人・日工組社
会安全財団が二〇〇二年から行っている「犯罪に対する不安感等」に
関する調査研究も参考となる。<http://www.sraiken.or.jp/?p=84>
を参照。

七七一（三三三三）

- (3) 一〇年調査及び一三年調査は特に少年非行を定義していない一方、一七年以降の調査は、少年が行った犯罪のほか、喫煙や飲酒、深夜はいかいなどの不良行為を含めて少年非行と定義している。この定義に含まれている不良行為は必ずしも少年法の適用対象ではない。しかし定義の中に少年が行った犯罪が含まれていることに鑑みると、調査の結果明らかになる世論の動向が、少年法の適用のある少年事件についての世論の動向にとっても参考となると思われる。
- (4) 内閣府は平成一六年及び平成一八年に「治安に関する世論調査」を実施している。これらの世論調査では治安に関してより詳細な質問がなされているが、二回の調査のみでは治安に関する世論の長期的動向を確認できないため、本稿では「社会意識に関する調査」を取り上げる。
- (5) 法務省法務総合研究所編『犯罪白書(平成二六年版)』一〇四頁(日経印刷株式会社、二〇一四年)。
- (6) 同右。
- (7) 同右。
- (8) 同書一〇五頁。
- (9) 同書一〇七頁。
- (10) 同右。
- (11) たとえば、一七年調査以降の調査は、「少年」を「一四歳から一九歳までの少年・少女」と、「少年非行」を「少年が行った犯罪と、喫煙や飲酒、深夜はいかいなどの不良行為を含めたもの」と定義して
- いる。また、二三年調査以降の調査では、「おおむね五年前」と比べて少年による重大な事件の増減傾向について質問している。一方、一〇年調査及び一三年調査は、「青少年」という文言を用いたり、「(青)少年」が何歳から何歳までの者を指すのか定義していない。また、一〇年調査、一三年調査及び一七年調査は、「最近」の重大な事件を「以前」と比べるよう求めているが、その時期・期間の長短は回答者により異なっていると推測される。
- そのほか、一七年調査まで、少年による重大な事件の増減傾向を問う際、「最近、少年(一〇年調査では「青少年」)による」非行(一〇年調査及び一三年調査では「非行等」)が問題となっていますが」という前置きが挿入されている。「重大な事件」という文言は含まれていないものの、少年非行が問題であると回答者に改めて意識させて、少年による重大な事件の傾向を問う質問に対する回答に影響を及ぼしたであろうことを否定できず、回答が回答者の判断を正確に反映していない可能性があることに留意しなければならない。
- (12) 二三年調査以降は、減っているとの回答について「ある程度減っている」と「かなり減っている」の二つの選択肢に分かれている。本文の数値は、両者を合計したものである。
- (13) 一七年調査までは「ほとんど(全く)増えていない」という文言が用いられている。
- (14) 一〇年調査にはこの質問項目は含まれていない。また、一三年以降の調査でも選択肢が異なっており、例えば、一七年調査では、「イ

ンターネットを利用したもの」が選択肢に追加されている。

(15) 各世論調査において前回調査からの選択肢の追加または削除があり、選択肢は同一ではない。

(16) 一〇年調査にはこの選択肢が含まれていない。

(17) ささいなことに腹を立てて暴力を振るうという選択肢は一〇年調査に含まれていないので、この選択肢に回答した者の割合は一三年調査以降の調査による。

(18) 一〇年調査にはこの選択肢が含まれておらず、一三年調査で不良行為の例として挙げられているのは飲酒と喫煙のみである。

(19) 前掲注(4)の「治安に関する世論調査」では、治安や犯罪に関する情報入手する方法について尋ねており、複数回答で、テレビ・ラジオを選択した者の割合が九五％程度、新聞を選択した者の割合が八〇％程度と、他の選択肢を選択した者の割合に比して高率である。

(20) 前掲注(4)の「治安に関する世論調査」において「家族や友人との会話」を通じて治安や犯罪に関する情報を入力すると回答した者の割合も比較的高く(三五％程度)、実際に周囲で起きた不良行為等の経験が、家族や友人との会話を通して共有され、それが不良行為にとどまらず、少年による重大な事件の傾向についての意識にも影響を及ぼしているのかもしれない。

(21) 前掲注(5)三頁。

(22) 同右。

アメリカの少年非行をめぐる世論調査(山崎)

(23) 同右。

(24) (二)で取り上げた少年非行に関する世論調査とはほぼ同期間である平成七年から二七年まで二〇年間にわたった調査を取り上げる。平成七年調査以降、日本の国や国民について誇りに思うことに関する質問に対する選択肢の内容及びその順序は同一で、その他の選択肢に、「長い歴史と伝統」「すぐれた文化や芸術」「美しい自然」などがある。また、良い方向に向かっていると思う分野及び悪い方向に向かっていると思う分野に関する質問の選択肢の内容及び順序も同一で、他の選択肢として「外交」「景気」等がある。

(25) Center for Children's Law and Policy, *Potential for Change: Public Attitudes and Policy Preferences for Juvenile Justice Systems Reform*, https://www.macfound.org/media/article_pdfs/CCLPPOLLINGFINAL.PDF

(26) *Id.* at 2.

(27) *Id.* at 4.

(28) *Id.* at 5-6.

(29) *Id.* at 7. カリフォルニア州における一九九六年の世論調査でも、調査対象者の約六割が、少年司法制度が寛大すぎる、と回答した。

David Steinhart, *Preventing Youth Violence: A Survey of Public Attitudes in California*, in *Reforming Juvenile Justice: Reasons and Strategies for the 21st Century* 53, 56 (Dan Macallair & Vincent Schiraldi eds., 1998).

七七〇(三三三〇)

- (30) Alex R. Figuero & Laurence Steinberg, *Public Preferences for Rehabilitation Versus Incarceration of Juvenile Offenders*, 38 *Journal of Criminal Justice* 1 (2010).
- (31) 対象者は、強盗といった重大な非行を行った少年犯罪者は現在および一年間ジェイルに収容されている、更生（又は収容期間延長）措置が取られたならば少年犯罪が三〇％減少する²⁷との仮定を伝えられた。収容期間の延長期間は一年と伝えられた。 *Id.* at 2, 5-6.
- (32) *Id.* at 2.
- (33) *Id.* at 2-3.
- (34) Barry Krisberg & Susan Marchionna, *Attitudes of U.S. Voters Toward Youth Crime and the Justice System*, http://www.ncccdglobal.org/sites/default/files/publication_pdf/focus-voters-and-youth.pdf.
- (35) *Id.* at 2.
- (36) *Id.* at 3.
- (37) *Ibid.*
- (38) *Id.* at 6.
- (39) *Ibid.*
- (40) *Id.* at 4-5.
- (41) *Id.* at 7.
- (42) *Id.* at 3.
- (43) Daniel P. Mears et al., *Public Opinion and the Foundation of the Juvenile Court*, 45 (1) *Criminology* 223 (2007).
- (44) *Id.* at 237.
- (45) *Id.* at 237-241.
- (46) *Id.* at 241.
- (47) *Ibid.*
- (48) *Id.* at 242-243.
- (49) *Id.* at 241-242.
- (50) *Id.* at 245.
- (51) *Ibid.*
- (52) Mark Soler, *Public Opinion on Youth, Crime and Race: A Guide for Advocates*, <http://ccjp.org/documents/BBY/advocacyguide.pdf>.
- (53) *Id.* at 12. カリフォルニア州の調査でも、統計上の減少に反して、六割を超える回答者が少年による暴力の増加を認識していた。
- (54) Steinhart, *supra* note 29, at 54.
- (55) *Id.* at 14.
- (56) *Ibid.*
- (57) *Id.* at 13.
- (58) *Id.* at 13-14.
- (59) *Id.* at 16-17.
- (60) Alex R. Piquero et al., *Newer Too Late: Public Optimism About Juvenile Rehabilitation*, 12 (2) *Punishment and Society* 187 (2010).
- (61) *Id.* at 193-194.
- (62) *Id.* at 195.

- (62) *Ibid.* カリフォルニア州の調査でも、対象者の約七割が、非行少年の支援に遅すぎる年齢はなると回答した。Steinhart, *supra* note 29, at 64-65. テネシー州における一九九八年の調査でも、対象者の四分の三が、同様に回答した。Melissa M. Moon et al., *Is Child Saving Dead? Public Support for Juvenile Rehabilitation*, 46(1) *Crime & Delinquency* 38, 54 (2000).
- (63) *Ibid.*
- (64) *Id.* at 196.
- (65) *Ibid.*
- (66) *Ibid.*
- (67) *Ibid.*
- (68) *Ibid.*
- (69) Applegateらは成人の刑事裁判所への少年事件の移送に関する研究の中で、少年の処遇を決する際の主要な目的について世論調査している。この調査においても、約八割の回答者が、少年の更生を非常に重要と位置づけ、応報や抑止を非常に重要と位置づけた回答者の割合よりも多かった。Brandon K. Applegate, et al., *Reconsidering Child Saving: The Extent and Correlates of Public Support for Excluding Youth from the Juvenile Court*, 55 (1) *Crime & Delinquency* 51, 63 (2009).
- (70) Hartによるテネシー州における世論調査も、多くの者が少年司法制度が寛大すぎると認識していることを明らかにしている。Timothy

アメリカの少年非行をめぐる世論調査 (山崎)

C. Hart, *Causes and Consequences of Juvenile Crime and Violence: Public Attitudes and Question-Order Effect*, 23 (1) *American Journal of Criminal Justice* 129 (1998).

(71) アメリカにおいて少年裁判所に送致された少年事件数は、一九九七年をピークに減少傾向が続いている。少年人口比でも同様である。但し、対人非行は一九九五年から二〇〇五年まで高い水準にあった。Sarah Hockenberry & Charles Puzanichera, *Juvenile Court Statistics 2013*, <http://www.ojjdp.gov/ojstatdb/nicda/pdf/jcs2013.pdf>, at 6, 8.

(72) もっとも、少年は過ちを犯すことがある、といった「言い訳」が世論にとって説得力を持たない点も、少年の成長と発達についての理解の不十分さが影響しているかもしれない。行為時一八歳未満の者への死刑を禁じたアメリカ合衆国最高裁判所のローバー判決 (*Roper v. Simmons*, 543 U.S. 551 (2005)) は、少年の脳の発達、精神や心理をめぐる科学的研究に基づいて、少年の有責性の程度が低い一方、更生可能性が高いことを認めた。こうした少年の成長及び発達についての認識が広まるならば、少年が過ちを犯すことの受け止め方も変わって来よう。

七六八 (三二八)